

災害時における連携協力に関する協定

全国市長会（以下「甲」という。）と日本弁護士連合会（以下「乙」という。）とは、災害時における連携協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、日本国内において災害が発生した場合において、被災地域の市及び特別区（以下「被災市等」という。）並びに被災地域に存する弁護士会及び弁護士会連合会（以下「被災地弁護士会等」という。）が協調して、被災者に対する迅速な生活再建の支援を図り、もって被災地の円滑な復旧復興を実現するために、甲及び乙が連携協力することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項の実施のために連携協力する。

- （1）被災者に対する弁護士による相談（無料相談を含む。）
- （2）被災者の生活再建、被災地域の復旧復興その他被災者に有益な情報の提供
- （3）前各号に掲げるもののほか、被災者の支援に必要な事項

2 日本国内において大規模災害が発生した場合、甲及び乙は、可及的速やかに、被災市等と被災地弁護士会等が協議の上、被災者が災害発生直後の初動期間に前項第（1）号の相談を無料で受ける機会を実現できるように、互いに連携協力する。

（連絡責任者）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携協力に関する連絡責任者を選定し、相互に通知するものとし、変更があった場合も同様とする。

（被災市等及び被災地弁護士会等との協議）

第4条 甲及び乙は、第2条に定める連携協力を実施するに当たり、前条に定める連絡責任者を通じて、それぞれ被災市等及び被災地弁護士会等と協議を行うものとする。なお、被災市等及び被災地弁護士会等の間に

合意等が存する場合には、当該合意等が本協定に優先するものとし、甲及び乙は、当該合意等を尊重するものとする。

（事前準備等）

第5条 甲及び乙は、本協定が想定する事態に備え、常時情報交換や相談窓口の連絡先等の提供に努め、連携協力するものとする。

（期間）

第6条 本協定は、本協定締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が書面をもって本協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

（協議）

第7条 本協定に関し必要な事項については、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

2 本協定に定めのない事項については、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

2018年12月17日

甲 東京都千代田区平河町二丁目4番2号
全国都市会館4階

全国市長会

会長

長谷川 秀清

乙 東京都千代田区霞が関一丁目1番3号

日本弁護士連合会

会長

菊地 裕太郎